

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第十一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：令和5年8月23日

(令和5年度諮問第2号)

答申日：令和7年3月28日

(令和6年度答申第11号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年4月26日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、平成31年度から令和4年度までの市民税県民税の税額決定・賦課処分（以下「本件課税処分1」という。）、本件課税処分1に対する督促処分（以下「本件課税処分2」という。）及び平成31年度から令和4年度までの国民健康保険税税額変更決定処分（以下「本件課税処分3」といい、本件課税処分1及び本件課税処分2と併せて「本件各課税処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和5年8月10日付け令和5年度審査請求第1号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の「審理関係人の主張の要旨」1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年8月23日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がないから、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件各課税処分の適法性について

ア 算定について

(ア) 市民税県民税の税額決定・賦課処分（本件課税処分1）について

審査請求人は、本件課税処分1について、課税の対象となる所得（特に経費）の計算根拠が明らかにされておらず、違法である旨主張する。

しかしながら、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第45条の3第1項及び第317条の3第1項は、納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出した場合には、その提出の日に都道府県税・市県民税の課税標準申告書が提出されたものとみなす旨規定している。

また、法第315条第1号は、市町村が住民税の所得割を課する場合において、所得金額を算定するに当たって、納税義務者が所得税に係る申告書を提出した場合においては当該申告書に記載された金額を基準として算定する旨規定し、同号ただし書は、当該申告書に記載された金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する旨規定している。

これを踏まえて本件課税処分1をみるに、審査請求人は平成30年度から令和3年度までの所得税の確定申告書をB税務署長に対して提出し、処分庁は、上記各確定申告書の記載の金額に基づき、所得を算定し、都道府県税・市県民税の課税処分を行ったものであるから、本件課税処分1に何ら違法な点はないというべきである。

なお、市町村が自ら調査し、その調査に基づいて算定する場合は、申告書に記載された所得の金額が過少であると認める場合、すなわち、記載された所得の金額よりも大きな所得の額を基準とすることを求めて調査をする場合であるから、審査請求人にとって不利となることが予想される場合である。本件で処分庁が自ら調査しなかったことは審査請求人にとって不利益を及ぼすようなものではなく、違法・不当な点とはならないと考える。

以上により、本件課税処分1を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(イ) 国民健康保険税税額変更決定処分（本件課税処分3）について

審査請求人は、本件課税処分3は、課税の対象となる所得（特に経費）の計算根拠が明らかにされておらず、違法である旨主張する。

しかしながら、A市国民健康保険税条例（昭和〇年A市条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条、第〇条及び第〇条は、国民健康保険税の所得割は

賦課期日の属する年の前年の所得（法により算定）による旨規定している。

これを踏まえて本件課税処分3をみるに、前記(ア)のとおり、処分庁は、審査請求人が提出した確定申告書に基づき所得を算定し、都道府県税・市県民税の課税処分を行っているところ、処分庁は、それによって算定した所得に基づき、国民健康保険税の課税処分を行ったにすぎないのであるから、本件課税処分3に何ら違法な点はないというべきである。

以上により、本件課税処分3を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

イ 滞納処分（本件課税処分2）について

審査請求人の主張は、本件課税処分1が違法であることを前提にしていると思われるが、前記ア(ア)のとおり、本件課税処分1は違法ではない。

また、法第329条第1号は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。

これらを踏まえて本件課税処分2をみるに、処分庁は、審査請求人が令和5年3月31日を納期限とする市県民税につき、同日までに納付をしなかったことから、同年4月20日に滞納処分を行ったにすぎないのであるから、本件課税処分2に何ら違法な点はないというべきである。

以上により、本件課税処分2を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件各課税処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年8月23日）

2 第1回審議（令和7年2月27日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和7年3月28日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第41条第1項は、個人の道府県民税の賦課徴収は、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする旨規定し、法第319条第2項は、市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税を併せて賦課し、及び徴収する旨規定している。

- (2) 法第45条の2第1項は、納税義務者は、都道府県税の課税標準申告書を市町村長に提出しなければならない旨規定し、法第45条の3第1項は、納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出した場合には、その提出の日に前記の申告書が提出されたものとみなす旨規定している。
- (3) 法第317条の2第1項は、納税義務者は、市県民税の課税標準申告書を市町村長に提出しなければならない旨規定し、法第317条の3第1項は、納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出した場合には、その提出の日に前記の申告書が提出されたものとみなす旨規定している。
- (4) 法第315条第1号は、市町村は、住民税の所得割を課する場合において、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するにあたって、納税義務者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した所得の金額を基準として算定する旨規定し、同号ただし書は、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した所得の金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する旨規定している。
- (5) 法第329条第1項は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。
- (6) 法第703条の4は、国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる旨規定している。
- (7) 条例第〇条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.62を乗じて算定する旨規定し、条例第〇条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.44を乗じて算定する旨規定し、条例第〇条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.07を乗じて算定する旨規定し、法第314条の2は、市町村が所得割から一定額を控除する場合を規定しているところ、法第313条は、所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする旨規定している。
- (8) 法第713条は、水利地益税等（国民健康保険税）を普通徴収によって徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない旨規定している。

- (9) 以上の法令等の規定を前提に、本件各課税処分が違法又は不当であるかについて「2 理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、平成30年度から令和3年度までの所得税の確定申告書をB税務署長に対して提出した。

イ 処分庁は、国税庁から上記各確定申告書の電子データを受領した。

ウ 処分庁は、令和5年3月15日付けで、計4通の平成31年度から令和4年度までの市民税県民税税額決定・納税通知書を審査請求人の住所宛てに送付した（本件課税処分1）。

エ 上記の各通知書では、平成31年度から令和4年度までの市民税県民税の納期限が令和5年3月31日とされていたところ、審査請求人は、同日までにこれらを納付しなかった。

オ 処分庁は、令和5年4月13日付けで、計4通の平成31年度から令和4年度までの国民健康保険税納税変更通知書を審査請求人の住所宛てに送付した（本件課税処分3）。

カ 処分庁は、令和5年4月20日付けで、計4通の上記市民税県民税に係る督促処分通知書を審査請求人の住所宛てに送付した（本件課税処分2）。

キ 審査請求人は、令和5年4月26日付けで、A市長に対し本件各課税処分の取消しを求める旨の審査請求を行った（本件審査請求）。

(2) 判断

ア 市民税県民税の税額決定・賦課処分（本件課税処分1）について

審査請求人は、本件課税処分1について、課税の対象となる所得（特に経費）の計算内容が誤っており、違法である旨主張する。

この課税の対象となる所得の違算については、それを正す手段として、税務署長に対する確定申告の更正の請求の手續が設けられており、また、同更正の請求が認められなかった場合は、税務署長への再調査の請求又は国税不服審判所への審査請求の手續が設けられている。

したがって、本件課税処分1の対象となる所得に違算があるのであれば、審査請求人は上記手續により同違算を正すべきであって、これによらずに行政不服審査法上の不服申立てを行ったことは、その手續を誤ったものといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、本件課税処分1の対象となる所得の計算根拠が審査請求人に明らかにされていないことについても不服を申し立てているようであるが、市民税県民税を課する際にその対象となる所得の計算根拠を納税者に明らかにすることが法令上、課税庁に義務付けられているものではなく、審査請求人の主張

は独自の解釈といわざるを得ない。

イ 国民健康保険税税額変更決定処分（本件課税処分３）について

審査請求人は、本件課税処分３について、課税の対象となる所得（特に経費）の計算内容が誤っており、違法である旨主張する。

しかしながら、前記アで説示したとおり、上記所得の違算に関する審査請求人の主張は採用することができない。

また、本件課税処分３についても、審査請求人は、課税対象である所得の計算根拠が明らかにされていない点について不服を申し立てているようであるが、前記アで説示したとおり、審査請求人の主張は独自の解釈といわざるを得ない。

ウ 督促処分（本件課税処分２）について

本件課税処分２に係る審査請求人の主張は、本件課税処分１が違法であることを前提にしていると思われる。

この点、審査請求人は、本件課税処分１の対象となる所得に違算があると主張する。しかしながら、前記アで説示したとおり、審査請求人は同違算を正す手続を誤っており、加えて、審査請求人は上記主張のほか、本件課税処分１が違法であることを基礎付ける主張を行っていない。

一方、法第 329 条第 1 号は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない旨規定している。これに従い、処分庁は、審査請求人が令和 5 年 3 月 31 日を納期限とする市県民税につき、同日までに納付をしなかったことから、同年 4 月 20 日に督促状の発送を行ったにすぎないものと認められる。

したがって、本件課税処分２に違法又は不当な点は認められない。

エ 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件各課税処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

オ したがって、本件各課税処分については、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各課税処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第 1 のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第 1 部会

委 員（部会長）	酒 井	朋 子
委 員	横 藤 田	誠
委 員	岩 元	裕 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。